

北海道立オホーツク流水科学センター条例 平成2年10月31日条例第24号

- 改正 平成8年3月31日条例第7号〔第1次改正〕  
平成12年3月29日条例第44号〔第2次改正〕  
平成16年3月31日条例第20号〔第3次改正〕  
平成17年10月18日条例第95号〔第4次改正〕  
平成20年3月31日条例第23号〔第5次改正〕  
平成24年3月30日条例第24号〔第6次改正〕  
平成26年3月28日条例第26号〔第7次改正〕  
平成28年3月31日条例第36号〔第8次改正〕  
平成31年3月15日条例第16号〔第9次改正〕

北海道立オホーツク流水科学センター条例をここに公布する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例

(設置)

第1条 流水及び海洋に関する科学的知識の普及を図るとともに、流水に象徴されるオホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深めるため、北海道立オホーツク流水科学センター（以下「流水科学センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 流水科学センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立オホーツク流水科学センター	紋 別 市

(事業)

第3条 流水科学センターは、次の事業を行う。

- (1) 流水及び海洋並びに生活文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 流水科学センターが収集し、保管し、又は展示する資料（以下「流水科学センター資料」という。）に関する調査研究を行うこと。
- (3) 流水及び海洋並びに生活文化に関する講演会、講習会、研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 流水科学センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条、第11条、第14条及び第17条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(開館時間)

第6条 流水科学センターの開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 流水科学センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、流水科学センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たる日を除く。）
- (2) 休日の翌日（休日及び日曜日に当たる日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用の承認)

第8条 流水科学センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、流水科学センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が流水科学センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 流水科学センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他流水科学センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第10条 第8条の承認を受けた者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(多目的ホール等の使用の承認)

第11条 流水科学センターの多目的ホール、会議室又はエントランスホール（以下「多目的ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(多目的ホール等の使用の承認の基準)

第12条 指定管理者は、流水科学センターの多目的ホール等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

- (1) 使用の目的が流水科学センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 流水科学センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他多目的ホール等の管理運営上支障があると認められるとき。

(多目的ホール等の使用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、第11条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第11条の承認を受けたとき。
- (3) その他多目的ホール等の管理運営上支障があると認められたとき。

(特別利用の承認)

第14条 流水科学センター資料の閲覧、模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行

おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(特別利用の方法等)

第15条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第16条 流水科学センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出し)

第17条 流水科学センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(知事による管理)

第18条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、流水科学センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が流水科学センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第10条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条から第15条まで及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、第10条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成3年2月2日から施行する。

附 則（平成8年3月31日条例第7号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕  
この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第44号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第20号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月18日条例第95号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立オホーツク流水科学センター（以下「流水科学センター」という。）の多目的ホール、会議室若しくはエントランスホール（以下「多目的ホール等」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の多目的ホール等の使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立オホーツク流水科学センター条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。
- 3 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の流水科学センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「流水科学センター資料」という。）の閲覧、模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の流水科学センター資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第14条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。
- 4 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の流水科学センター資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の流水科学センター資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第17条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附 則（平成20年3月31日条例第23号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第24号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第26号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第36号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第16号）

〔北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

1 資料展示室に入場する場合

区 分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	500円	1人につき 410円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1,350円	1人につき 1,100円

2 全天周映像ホールに入場する場合

区 分	利用料金の上限度	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	500円	1人につき 410円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1,350円	1人につき 1,100円